

広報例文1

確認しましょう！ 最低賃金
栃木県最低賃金が 時間額 853円 に！

— 改正発効は 令和元年10月1日 から —

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

◎ 各種商品小売業は、10月1日以降、上記の最低賃金額以上を支払う必要があります。なお、栃木県各種商品小売業最低賃金が上記金額を上回る金額で改正されたときは、栃木県各種商品小売業最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（028 - 634 - 9109）

又は 最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。

広報例文2

確認しましょう！ 栃木県の
最低賃金

時間額 **853円**

令和元年10月1日 発効

すべての労働者とその使用者に適用されます。

特定の産業には特定最低賃金が定められています。

なお、各種商品小売業は、10月1日以降、上記の最低賃金額以上を支払う必要があります。また、栃木県各種商品小売業最低賃金が上記金額を上回る金額で改正されたときは、栃木県各種商品小売業最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（028 - 634 - 9109）

又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。